



まだまだ寒い時期が続きますね。
北海道では、さっぽろ雪まつりが3年ぶりに会場開催されたそうです。(昨年はオンラインでの開催)
経済活動や生活面などに与えるコロナの影響も徐々に弱まりつつあるように感じます。
2月になり、個人の確定申告時期も近づいてまいりましたので関連する事についてお話しいたします。

2022年(令和4年)分の個人の確定申告(所得税)

◆副業等の副収入は事業所得? 雑所得?

2022年(令和4年)の通達改正で、副業等の副収入が事業所得と雑所得のどちらに該当するかの判断基準が新たに設けられました。帳簿書類等の保存を行っている場合は概ね事業所得と認められ、帳簿書類等の保存が無い場合は雑所得などの所得に分類されます。ですがその収入が、例年(3年程度の期間)、**300万円以下でメインの収入の10%未満の場合**や、**毎年赤字で赤字を解消する努力をしていない場合**は**事業所得**として認められるかを個別に判断される事となります。

▶▶▶**認められない場合は雑所得扱いになってしまいます。**

事業所得は、給与所得等と損益通算ができ、純損失の繰り越しができるなどのメリットがありますが、その適用を受けるためのルールがより明確化されました。

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分(イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得(注)	概ね業務に係る雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

【国税庁パンフレットより】

◆住宅ローン控除

住宅ローン控除は、借入残高×控除率(下表参照)を掛けた金額が、所得税や住民税から控除される制度です。

2022年度(令和4年度)改正では、住宅の環境性能の高さと入居したタイミングに応じて、借入限度額・控除率・控除期間の見直しが行われました。一般住宅以外の住宅は、太陽光発電や高効率給湯器の設置、断熱性能を満たして消費エネルギーを抑えるなどの条件があり、その住宅性能証明書等からどの建物の種類に該当するかが分かります。

適用制度	住宅の種類	新築・中古等	借入限度額	令和4年入居の控除率	控除年数
住宅ローン控除	下記以外の 一般住宅	特別特例取得	4,000万円	1%	13年
		新築・買取再販	3,000万円	0.7%	13年
		中古・増改築	2,000万円		10年
認定住宅等に係る 住宅ローン控除の特例	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	特別特例取得	5,000万円	1%	13年
		新築・買取再販	5,000万円	0.7%	13年
		中古	3,000万円		10年
	ZEH水準省エネ住宅	新築・買取再販	4,500万円		0.7%
		中古	3,000万円	10年	
		省エネ基準適合住宅	新築・買取再販	4,000万円	
	中古	3,000万円	10年		

～個人の確定申告が必要な副収入～

生活の中で、給与所得や不動産所得などの本業以外の収入を得られるシーンがあったとき、例えば、原稿料、講演料、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引により得た収入がある場合は確定申告が必要になります。最近では確定申告されずにいる取引（＝無申告）に対する税務署の目が厳しくなっています。

● 衣類・雑貨・家電などの資産の売却による所得 ⇒譲渡所得又は雑所得に該当します。

※ ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要です。）

● 自家用車などの貸付による所得 ⇒雑所得に該当します。

● ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得 ⇒雑所得に該当します。

● ビットコインなど暗号資産の売却等による所得 ⇒雑所得に該当します。

● 競馬等のギャンブルから生じた所得 ⇒原則、一時所得に該当します。



上記の所得を含め、年末調整を受けた給与所得以外の所得が 20 万円以下の方は、確定申告は不要です。

ですが、医療費控除やふるさと納税の寄付金控除などの適用を受ける場合は確定申告が必要ですのでご注意ください。

2022 年分（令和 4 年分）の確定申告期間等は下記の通りでございます。

税目	確定申告期間	納付期限	振替納税日
所得税等	2月16日（木）～3月15日（水）	3月15日（水）	4月24日（月）
個人事業者の消費税	1月4日（水）～3月31日（金）	3月31日（金）	4月27日（木）
贈与税	2月1日（水）～3月15日（水）	3月15日（水）	

※振替納税を申し込まれると納税期限（期日）が上表の通り先延ばしできます。

HPのお知らせ

ホームページにてスタッフブログを公開しています。税務・会計の豆知識やアドバイス等掲載しておりますので、ぜひご覧ください！

弊所 HP : <http://www.uk-g.co.jp/>

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
多忙の中でも、良い事が起きそうですが、見逃しそう。嬉しい出来事を見逃さないように過ごしましょう。	自分のタイミングと、周囲のタイミングを考えた姿勢にその場の空気がよくなりそう。	好奇心の赴くままに動く時間を作る事でインスピレーションが湧きそうです。トレンドを押えることも良さそうです。	何か新しい事を始めると、刺激やその経験が何かに役立ちそうです。まずは行動してみるといいかもしれません。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。